

# コンプライアンスの徹底

## 方針

古河機械金属グループでは、法令遵守にとどまらず、社会的、倫理的な面においても真摯にして、かつ責任ある行動をとることが企業の責務であると考えています。

この責務を果たすため、「古河機械金属グループ企業行動憲章」および「古河機械金属グループ役職員行動基準」を定め、グループ全役職員がコンプライアンスの重要性を認識して業務に当たるよう、意識の徹底を図っています。

「古河機械金属グループ企業行動憲章」では、「コンプライアンスの徹底」を掲げ、「社会の構成員としての企業と企業人に求められる倫理観に基づいた公正な企業活動を行うこと」としています。加えて、「古河機械金属グループ役職員行動基準」において、「国内外の法令の遵守にとどまらず、企業倫理や社会的規範の尊重も含んだコンプライアンスを実践する」ことを掲げています。

また、取締役会の監督の下、「古河機械金属グループ企業行動憲章」および「古河機械金属グループ役職員行動基準」等の実践を徹底しています。

[古河機械金属グループ企業行動憲章](#)

[古河機械金属グループ役職員行動基準](#)

## 体制

### コンプライアンス

当社グループでは、古河機械金属(株)社長をコンプライアンスの最高責任者とし、当社各部署およびグループ各社にそれぞれコンプライアンス責任者を置いています。また、当社グループにおけるコンプライアンス活動を推進するコンプライアンス委員会では、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、その体制の整備と意識の強化を図っています。同委員会で審議された内容は、適宜サステナビリティ推進会議にも報告し、グループ全体でコンプライアンスに関する情報の共有を図っています。

コンプライアンス違反が疑われる事案が発生した場合は、「古河機械金属グループ コンプライアンス規程」に基づき、上長やコンプライアンス責任者に報告するプロセスとなっています。報告を受けたコンプライアンス責任者は、コンプライアンス委員会に報告します。コンプライアンス委員会は、必要に応じて調査チームを設置し、コンプライアンス違反行為の内容、理由等を調査します。あわせて、コンプライアンス違反行為があった際には、その対応策を指示するとともに、再発防止のための対策を定め、関係者に周知徹底します。また、当該調査結果は、定期的に取り締役に報告を行っています。

### 内部通報制度

当社グループは、コンプライアンス違反の早期発見および是正を図ることを目的として内部通報制度を導入しています。通報・相談の窓口を社内および外部(法律事務所)に設けることにより、広く通報・相談可能な体制を構築しています。通報・相談を受けた場合、コンプライアンス委員会が調査を行い、その後、必要な措置をとります。顕名、匿名を問わず、法令違反のほか、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等、当社グループにおいてコンプライアンスに違反する行為に関する内部通報も受け付けます。なお、通報者の個人情報や通報者の特定につながるおそれのある情報は、内部通報窓口において厳重に管理します。また、「古河機械金属グループ コンプライアンス規程」で、通報者を探索することや、内部通報を行ったことを理由に通報者に不利益な取扱いを行うことを禁止しています。

なお、2025年4月1日から、内部通報制度の名称を「古河機械金属グループ コンプライアンスヘルプライン」としました。分かりやすい名称とすることで、内部通報制度・窓口のより一層の周知を図ることを目的としています。

制度の内容については、社内ポータルサイトに掲示するとともに、当社グループの役職員に小冊子を配付して周知を図っています。また、コンプライアンス違反事案と同様に、内部通報制度の利用状況について定期的に取り締役に報告を行っています。

## 指標・目標

### 2024年度の目標：

- ・重大なコンプライアンス違反件数：0件

### 2024年度の実績：

- ・重大なコンプライアンス違反件数：0件
- ・政治献金の総額：1,670,000円
- ・コンプライアンス関連研修実施回数：7回(延べ10回)

## 取り組み

### コンプライアンス教育の実施

グループ全役職員を対象に、コンプライアンスについての情報提供として「コンプライアンスニュース」を発行しています。また、経営トップが折に触れてコンプライアンスの重要性、優先性を説くなど、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に努めています。2024年度は、コンプライアンス全般についての研修のほか、一定のテーマを対象とした、項目別研修を実施しました。研修内容の継続的な学習を支援するため、コンプライアンス研修動画を制作し、社内ポータルサイト上で公開しました。これにより、社員は業務の合間などに柔軟に視聴できるようになり、より自律的な学びが可能となっています。

研修	受講者数(回数)
新入社員対象 コンプライアンス研修	35名(2回)
建設業に関する研修	延べ84名(全3回)
幹部対象 コンプライアンス研修	57名(1回)
下請法に関する研修	80名(1回)
与信管理に関する研修	119名(1回)
業務上必要な法的基礎知識	38名(1回)
反社会的勢力の排除に関する研修	85名(1回)

### コンプライアンス意識調査

当社グループでは、役職員のコンプライアンス意識の向上を図るとともに、当社グループにとってコンプライアンス違反リスクが高い項目を洗い出し、効果的なコンプライアンス関連施策を行うことを目的に、定期的にコンプライアンス意識調査を実施しています。

直近のコンプライアンス意識調査は、2024年度に実施しました。

本調査では、法令遵守に対する認識、職場での倫理的な行動など、複数の観点から設問を設け、グループ全体の傾向を分析しました。調査結果からは、グループ各社、当社各部署ごとの意識のばらつきや、特定のテーマに対する理解不足といった課題が明らかとなりました。

これらの結果を踏まえ、今後はグループ各社、当社各部署ごとの課題に応じた研修や啓発活動を展開し、コンプライアンス体制の強化を図っていきます。

## 贈収賄防止

当社グループでは、贈収賄を、企業の信頼を損なう重大なリスクとして認識しています。そのため、当社グループでは、2021年1月、当社取締役会に報告のうえ、贈収賄の防止を包括的に表明した「贈収賄防止基本方針」および贈収賄につながり得る具体的な行為類型(「公務員等に対する便益の提供、経費の負担」、「寄付・助成」、「代理店・コンサルタント等の起用」)における具体的な手続きを定めた「贈収賄防止基本ガイドライン」を制定しました。贈収賄防止基本方針は、当社グループの贈収賄の防止に関する姿勢を対外的に明示するものとして、当社ウェブサイトに掲載し、全従業員や仲介業者等の取引先に周知しています。

贈収賄防止基本ガイドラインでは、事業活動において贈収賄が行われることを防止するための手続きを明確にしました。具体的には、贈収賄の相手方である「公務員等」の範囲を明確にし、便益の提供および経費の負担ならびに寄付・助成の行為類型を掲げたうえで、それらを実施する際の手続きを定めています。また、当社グループの事業の遂行において代理や仲介を行う代理店やコンサルタント等に対する支払いが、公務員等への不正、違法な働きかけのために利用され得る可能性があることから、適格性審査や役務の明確性および対価の妥当性の確保等、代理店・コンサルタント等を起用する場合の手続きも定め、贈収賄防止の対策を実施しています。また、ガイドライン違反行為等を認知した場合の報告義務も定め、違反した場合は懲戒等の処分の対象とすることとしています。

当社グループは、贈収賄防止に関し、コンプライアンス教育・研修を実施し、内部監査部門による監査においても項目の一つとして定期的に監査を実施しています。取締役会の監督の下、引き続き、贈収賄防止基本方針および贈収賄防止基本ガイドラインの遵守を徹底し、贈収賄の防止を図ります。

[贈収賄防止基本方針](#)